

## 『国家と社会の基本法 第2版』追補

(17頁14行目に追加)

つまり、憲法も否定していない国家固有の自衛権にもとづいて必要最小限の自衛力を保持することは第9条第2項によって禁止されるものではないと解することにより、自衛隊の合憲化が図られたのである。ここにいう自衛権とは、独立国家である限り必然的に有する個別的自衛権を意味すると解されるところから、これまで政府は、これとともに国連憲章第51条で国家固有の自衛権として認められている集団的自衛権については、日本国憲法上、その行使は許されないとする立場を採ってきた。しかし、安倍内閣は、2014年7月1日の閣議決定で、従来の政府解釈を変更し、第9条の下でも部分的に集団的自衛権の行使が容認されるとする解釈を採用するに至っている。その背景として今日における日本の安全保障環境の変化が挙げられている。こうした変化に対応し、国家の存立と国民の生命を守り安全を確保するうえで、同盟国との連携強化や国際的な集団的安全保障措置への積極的な寄与の重要性を考慮し、憲法解釈の変更に踏み切ったものである。これにもとづいて、具体的に法律の改正・整備が進められつつある。

(38頁6行目に追加挿入)

(たとえば、生活保護法第1条・第2条では、保護の対象者を「国民」としており、外国籍の者には同法にもとづく受給権が認められていない(最高裁平成26年7月18日決定参照)。しかし、厚生労働省は、生活に困窮する外国籍の者についても生活保護の取り扱いを行うよう自治体に通知しており、事実上、生活保護制度が適用されている。国際人権規約や難民条約の批准を受けて、社会福祉・社会保障関連法上、国籍条項は削除されるに至っている。)

(46頁 判例17 非嫡出子法定相続分差別事件における判例の変更について)

最高裁判所は、平成25年、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1と定める民法の規定について、平成7年に大法廷が示した合憲判断を覆し、違憲無効とするに至った(最高裁大法廷平成25年9月4日決定 平成24年(ク)第984、985号遺産分割審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件)。

本決定は、まず憲法第14条第1項に関する違憲審査基準について、従来の判例の見解を踏襲しつつ、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨であり、立法府に与えられた合理的な裁量判断を考慮しても、なおそのような区別をすることに合理的な根拠が認められない場合には、違憲と解するのが相当であるとしたうえで、本件規定の合理性を検討している。

最高裁は、わが国における家族法制の変化、諸外国における平等化の動向および条約に基づく勧告意見を踏まえつつ、さらにわが国の家族形態の多様化や国民意識の変化等の諸事情を指摘したうえ、「家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らか」であり、「法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、上記のような認識の変化に伴い、上記制度の下で父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきているものということができる。」と述べ、立法府の裁量権を考慮しても、遅くとも本件相続開始当時（平成 13 年）には、憲法第 14 条に第 1 項に違反していたとする判断を示した。

ただし、既に本件規定が平成 13 年当時既に違憲無効であったとしても、これまでの間、既に解決済みの事案に無効の効果を及ぼしたり、確定した法律関係を覆すことは、著しく法的安定性を害するとして、「本決定の違憲判断は、・・・本決定までの間に開始された他の相続につき、本件規定を前提としてされた遺産の分割の審判その他の裁判、遺産の分割の協議その他の合意等により確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものではない」と判示されている。

**（105 頁 19 行目に追加挿入）**

また、平成 25 年 9 月 4 日には、⑨非嫡出子の法定相続分を嫡出子の 2 分の 1 とする民法第 900 条 4 項ただし書きの規定が、憲法第 14 条 1 項に違反するとした決定（民集第 67 巻 6 号 1320 頁）がなされた。

**（107 頁 5 行目）**

地方開発事業団を削除。